



令和5年11月15日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年9月11日付5総行振第835号により、当審議会に対して諮問された「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」(以下「本評価書案」という。)について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置をおおむね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託の取扱いについて

- (1) 当該事務については、各都道府県が保有する特定個人情報を集約し、利用する上で、情報セキュリティに係る全国的な水準の確保と効率的な事務の実施が要請されており、全ての都道府県が同一の者に事務を委託する必要性は高いと考えられる。一方、委託はリスクが高まる要素でもあることを踏まえ、都としても委託者の立場から受託者(委託先)の状況を把握し、委託者としての監視・監督を行うことが必要である。
- (2) 当該事務については、委託先及び再委託先等から必要な報告がなされているなど、管理監督の現状は適正であることが確認できた。加えて、委託する内容として、直接特定個人情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない業務を対象とすることにより、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) 今後、都道府県知事保存附票本人確認情報の取扱いにより事務が拡大することも踏まえ、引き続き厳格かつ的確な管理監督に努めること。

2 外部記録媒体の取扱いについて

当該事務については、今後も継続して一定量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかかつ完全なデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員に研修等で教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

3 専用端末の利用・管理について

当該事務については、一般業務用の端末とは別に専用の端末を利用することで、情報漏えい等のリスク軽減が図られている一方、当該端末の適切な利用・管理が重要となる。現状、当該端末の利用に当たっては、スクリーンセーバーの利用、来庁者からの分離配置等、適切な措置が講じられている。

現在、職員が固定席を持たない執務環境の導入が全庁的に進められているが、当該事務の所管課である総務局行政部においてのみならず、当該事務を利用する各課においても有効な安全管理措置が継続されるよう、所管課としても各課における実態を把握し、管理監督に努めること。

4 アクセス権限等の適正管理について

(1) 当該事務については、現在、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアクセス権限について、適正に管理されている。当該システムのアクセス権限は多数の都職員等に付与されていることに加え、昨今、内部不正による情報の漏えいや個人情報関連の事故が全国的に多数報じられていることを踏まえ、今後も、人事異動等に伴うアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

(2) 当該事務については、現在、当該システムの不正使用のリスクを軽減させる措置として、当該システムの使用方法に係る都職員への研修に加え、アプリケーションによる操作履歴の常時監視が行われている。今後も、当該システムに係るアクセスの適正管理について、より効果的な監視手法の検証に努めること。

5 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和5年9月11日	諮問
令和5年9月27日、10月4日及び11日	本評価書案概要説明・審議 (第69回特定個人情報保護評価部会)
令和5年10月26日	審議(第70回特定個人情報保護評価部会)
令和5年11月15日	「住民基本台帳ネットワークに関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃